

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年11月25日
【計算期間】	第12期中（自 2024年2月27日 至 2024年8月26日）
【ファンド名】	コドモファンド
【発行者名】	株式会社パリミキアセットマネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役 磯野 昌彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座二丁目8番4号 泰明ビル2階
【事務連絡者氏名】	渡辺 友子
【連絡場所】	東京都中央区銀座二丁目8番4号 泰明ビル2階
【電話番号】	03-6682-2868
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】（2024 年 9 月末日現在）

投資資産の種類	国名/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		6,473,362,690	58.45
	内 日本	4,506,589,983	40.69
	内 アメリカ	642,572,956	5.80
	内 スイス	592,428,718	5.35
	内 ルクセンブルグ	515,775,395	4.66
	内 リヒテンシュタイン	215,995,638	1.95
投資証券		3,610,390,846	32.60
	内 アイルランド	3,016,704,182	27.24
	内 ルクセンブルグ	593,686,664	5.36
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		991,145,471	8.95
純資産総額		11,074,899,007	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

その他資産の投資状況（2024 年 9 月末日現在）

投資資産の種類	国名/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）		1,309,840,100	△11.83
	内 日本	1,309,840,100	△11.83

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（注3）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2)【運用実績】

①【純資産の推移】

2024 年 9 月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記計算期間末日の純資産総額の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2013年4月15日)	11,120,000	—	1.0000	—
第1計算期間末 (2014年2月25日)	3,005,884,493	3,005,884,493	1.0711	1.0711
第2計算期間末 (2015年2月25日)	3,760,845,957	3,760,845,957	1.3030	1.3030
第3計算期間末 (2016年2月25日)	4,164,706,988	4,164,706,988	1.2117	1.2117
第4計算期間末 (2017年2月27日)	5,006,203,530	5,006,203,530	1.4630	1.4630
第5計算期間末 (2018年2月26日)	7,435,727,631	7,435,727,631	1.8477	1.8477

第6計算期間末 (2019年2月25日)	7,072,457,944	7,072,457,944	1.6942	1.6942
第7計算期間末 (2020年2月25日)	7,764,933,853	7,764,933,853	1.8364	1.8364
第8計算期間末 (2021年2月25日)	9,701,427,888	9,701,427,888	2.1242	2.1242
第9計算期間末 (2022年2月25日)	9,219,635,470	9,219,635,470	2.0001	2.0001
第10計算期間末 (2023年2月27日)	9,170,485,774	9,170,485,774	2.0433	2.0433
第11計算期間末 (2024年2月26日)	10,876,269,054	10,876,269,054	2.4304	2.4304
2023年9月末日	9,681,974,278	—	2.1659	—
10月末日	9,302,728,901	—	2.0784	—
11月末日	9,881,336,882	—	2.2090	—
12月末日	9,936,004,344	—	2.2223	—
2024年1月末日	10,360,976,464	—	2.3173	—
2月末日	10,967,575,444	—	2.4501	—
3月末日	11,166,893,860	—	2.5093	—
4月末日	10,950,023,418	—	2.4634	—
5月末日	11,157,151,246	—	2.5074	—
6月末日	11,580,283,486	—	2.6025	—
7月末日	11,191,518,715	—	2.5158	—
8月末日	10,961,388,097	—	2.4522	—
9月末日	11,074,899,007	—	2.4760	—

②【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1期計算期間（2013年4月15日～2014年2月25日）	0.0000
第2期計算期間（2014年2月26日～2015年2月25日）	0.0000
第3期計算期間（2015年2月26日～2016年2月25日）	0.0000
第4期計算期間（2016年2月26日～2017年2月27日）	0.0000
第5期計算期間（2017年2月28日～2018年2月26日）	0.0000
第6期計算期間（2018年2月27日～2019年2月25日）	0.0000
第7期計算期間（2019年2月26日～2020年2月25日）	0.0000
第8期計算期間（2020年2月26日～2021年2月25日）	0.0000
第9期計算期間（2021年2月26日～2022年2月25日）	0.0000
第10期計算期間（2022年2月26日～2023年2月27日）	0.0000
第11期計算期間（2023年2月28日～2024年2月26日）	0.0000
第12期中間計算期間（2024年2月27日～2024年8月26日）	—

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期計算期間（2013年4月15日～2014年2月25日）	7.1
第2期計算期間（2014年2月26日～2015年2月25日）	21.7
第3期計算期間（2015年2月26日～2016年2月25日）	△7.0
第4期計算期間（2016年2月26日～2017年2月27日）	20.7
第5期計算期間（2017年2月28日～2018年2月26日）	26.3
第6期計算期間（2018年2月27日～2019年2月25日）	△8.3
第7期計算期間（2019年2月26日～2020年2月25日）	8.4
第8期計算期間（2020年2月26日～2021年2月25日）	15.7
第9期計算期間（2021年2月26日～2022年2月25日）	△5.8
第10期計算期間（2022年2月26日～2023年2月27日）	2.2
第11期計算期間（2023年2月28日～2024年2月26日）	18.9
第12期中間計算期間（2024年2月27日～2024年8月26日）	0.8

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{計算期間末の基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額}) \div \text{前期末の基準価額} \times 100$$

第1期は、前期末の基準価額ではなく設定日の基準価額にて計算しております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

2 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1期計算期間 (2013年4月15日～2014年2月25日)	2,807,476,330	1,195,941	2,806,280,389
第2期計算期間 (2014年2月26日～2015年2月25日)	2,196,778,760	2,116,824,693	2,886,234,456
第3期計算期間 (2015年2月26日～2016年2月25日)	570,887,131	19,924,938	3,437,196,649
第4期計算期間 (2016年2月26日～2017年2月27日)	89,829,863	105,104,107	3,421,922,405
第5期計算期間 (2017年2月28日～2018年2月26日)	677,635,104	75,166,545	4,024,390,964
第6期計算期間 (2018年2月27日～2019年2月25日)	339,571,627	189,468,201	4,174,494,390
第7期計算期間 (2019年2月26日～2020年2月25日)	201,264,580	147,360,516	4,228,398,454
第8期計算期間 (2020年2月26日～2021年2月25日)	1,249,358,855	910,745,237	4,567,012,072
第9期計算期間 (2021年2月26日～2022年2月25日)	396,983,872	354,473,463	4,609,522,481
第10期計算期間 (2022年2月26日～2023年2月27日)	198,801,464	320,349,500	4,487,974,445
第11期計算期間 (2023年2月28日～2024年2月26日)	203,610,531	216,432,857	4,475,152,119
第12期中間計算期間 (2024年2月27日～2024年8月26日)	99,646,450	103,468,878	4,471,329,691

（注）当初申込期間中の設定数量は11,120,000口です。

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年2月27日から2024年8月26日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

コドモファンド

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第11期計算期間 2024年2月26日現在	第12期中間計算期間 2024年8月26日現在
資産の部		
流動資産		
預金	328,749,138	439,149,016
金銭信託	820,521	835,302
コール・ローン	418,779,960	1,794,007,609
投資信託受益証券	6,305,568,497	5,258,312,873
投資証券	3,860,800,512	3,627,501,186
派生商品評価勘定	—	80,362,800
流動資産合計	10,914,718,628	11,200,168,786
資産合計	10,914,718,628	11,200,168,786
負債の部		
流動負債		
未払金	—	213,617,269
未払解約金	10,656,834	244,937
未払受託者報酬	833,760	923,566
未払委託者報酬	26,958,980	29,862,473
流動負債合計	38,449,574	244,648,245
負債合計	38,449,574	244,648,245
純資産の部		
元本等		
元本	4,475,152,119	4,471,329,691
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,401,116,935	6,484,190,850
（分配準備積立金）	4,293,953,563	4,195,325,089
元本等合計	10,876,269,054	10,955,520,541
純資産合計	10,876,269,054	10,955,520,541
負債純資産合計	10,914,718,628	11,200,168,786

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期中間計算期間 自 2023年2月28日 至 2023年8月27日	第12期中間計算期間 自 2024年2月27日 至 2024年8月26日
営業収益		
受取配当金	—	4,957,659
受取利息	92,865	2,944,178
有価証券売買等損益	511,747,062	139,413,805
為替差損益	208,238,714	5,077,709
営業収益合計	720,078,641	152,393,351
営業費用		
支払利息	790,572	27,559
受託者報酬	1,553,066	1,829,300
委託者報酬	50,217,514	59,148,530
その他費用	267,621	277,419
営業費用合計	52,828,773	61,282,808
営業利益又は営業損失（△）	667,249,868	91,110,543
経常利益又は経常損失（△）	667,249,868	91,110,543
中間純利益又は中間純損失（△）	667,249,868	91,110,543
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	9,267,581	6,187,827
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,682,511,329	6,401,116,935
剰余金増加額又は欠損金減少額	104,860,011	146,189,367
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	104,860,011	146,189,367
剰余金減少額又は欠損金増加額	112,023,260	148,038,168
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	112,023,260	148,038,168
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	5,333,330,367	6,484,190,850

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第12期中間計算期間 自 2024年2月27日 至 2024年8月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
----------------------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

区 分	第11期計算期間 2024年2月26日現在	第12期中間計算期間 2024年8月26日現在
1. 期首元本額	4,487,974,445円	4,475,152,119円
期中追加設定元本額	203,610,531円	99,646,450円
期中一部解約元本額	216,432,857円	103,468,878円
2. 受益権の総数	4,475,152,119口	4,471,329,691口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期中間計算期間 自 2023年2月28日 至 2023年8月27日	第12期中間計算期間 自 2024年2月27日 至 2024年8月26日
該当事項はありません。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第11期計算期間 2024年2月26日現在	第12期中間計算期間 2024年8月26日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価 及びその差額	金融商品は全て時価で計上 されているため、貸借対照 表計上額と時価との差額は ありません。	金融商品は全て時価で計上 されているため、中間貸借 対照表計上額と時価との差 額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項 に関する注記に記載してお ります。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済され るため、時価は帳簿価額に ほぼ等しいことから、当該 帳簿価額を時価としており ます。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項 に関する注記に記載してお ります。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する 注記に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済され るため、時価は帳簿価額に ほぼ等しいことから、当該 帳簿価額を時価としており ます。
3. 金融商品の時価等に関する事 項についての補足説明	金融商品の時価の算定にお いては一定の前提条件等を 採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、 当該価額が異なることもあ ります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

第11期計算期間（2024年2月26日 現在）

該当事項はありません。

第12期中間計算期間（2024年8月26日 現在）

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち 1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,539,100,200	—	1,458,737,400	80,362,800
	米ドル	1,206,735,000	—	1,139,054,800	67,680,200
	ユーロ	332,365,200	—	319,682,600	12,682,600
合計		1,539,100,200	—	1,458,737,400	80,362,800

（注）時価の算定方法

1. 為替予約取引

1) 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 同中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 同中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 同中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	第11期計算期間 2024年2月26日現在	第12期中間計算期間 2024年8月26日現在
1口当たり純資産額	2.4304円	2.4502円
（1万口当たり純資産額）	（24,304円）	（24,502円）

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】（2024年9月末日現在）

a. 資本金の額

資本金	100,000千円
発行する株式総数	600,000株
（内訳）	
甲種類株式	500,000株
乙種類株式	320,000株
発行済株式総数	426,640株
（内訳）	
甲種類株式	274,918株
乙種類株式	151,722株

（注）種類株式の内容は次の通りであります。
乙種類株式は議決権を有しません。

※最近5年間の資本金の変動
該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）及びその受益権の募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

2024年9月末日現在、当社は下記のとおり、投資信託の運用を行っています。

商品分類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	4本	16,029,767,391円

（３）【その他】

①定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

・2024年6月19日付けで、監査機能を一層強化するために、定款を変更しました。

②取締役の変更

取締役は、株主総会において選任及び解任します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出を行います。また、委託会社の常務に従事する取締役が、他の会社の常務に従事し、あるいは事業を営もうとする場合には、監督官庁の承認が必要となります。

③訴訟事件その他重要事項

2024年9月末日現在、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社である株式会社パリミキアセットマネジメント（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第18期事業年度 (2023年3月31日)	第19期事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	70,711	37,916
直販顧客分別金信託	30,000	30,000
前払費用	1,996	3,060
未収委託者報酬	12,394	17,946
未収消費税等	1,032	1,298
未収入金	177	66
未収還付法人税等	0	0
短期差入保証金	-	1,204
流動資産合計	116,313	91,493
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物	548	3,783
器具備品	9	3,980
有形固定資産合計	558	7,764
無形固定資産		
ソフトウェア	950	8,006
無形固定資産合計	950	8,006
投資その他の資産		
投資有価証券	16,251	19,963
長期前払費用	1,726	1,069
敷金	3,290	9,012
繰延税金資産	-	165
投資その他の資産合計	21,268	30,210
固定資産合計	22,777	45,982
資産合計	139,090	137,475

負債の部

流動負債

預り金	※2	2,474	10,551
未払金		11,991	9,003
未払法人税等		180	180
リース債務		-	278
賞与引当金		942	942
役員賞与引当金		601	601
流動負債合計		16,190	21,557

固定負債

リース債務		-	1,114
繰延税金負債		2,828	-
固定負債合計		2,828	1,114

負債合計		19,018	22,671
------	--	--------	--------

純資産の部

株主資本

資本金		100,000	100,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		22,133	7,027
利益剰余金合計		22,133	7,027
自己株式		△7,410	-
株主資本合計		114,723	107,027

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		5,348	7,776
評価・換算差額等合計		5,348	7,776

純資産合計		120,072	114,804
-------	--	---------	---------

負債・純資産合計		139,090	137,475
----------	--	---------	---------

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第18期事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第19期事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	131,247	143,562
営業収益合計	131,247	143,562
営業費用		
支払手数料	30,542	31,485
広告宣伝費	300	820
委託計算費	15,165	17,707
営業雑経費	12,173	13,299
通信費	8,210	9,018
印刷費	2,395	2,351
協会費	795	786
その他	771	1,142
営業費用合計	58,182	63,312
一般管理費		
給料	49,122	37,493
役員報酬	12,680	13,596
給料手当	24,604	13,945
賞 与	2,689	1,442
役員賞与	1,596	2,704
法定福利費	6,008	4,260
賞与引当金繰入額	942	942
役員賞与引当金繰入額	601	601
交際費	91	84
旅費交通費	1,478	1,078
租税公課	26	168
不動産賃借料	6,671	10,516
退職給付費用	1,246	842
減価償却費	334	1,377
人材派遣費	629	6,643
支払手数料	5,743	9,467
諸経費	9,878	13,222
一般管理費合計	75,222	80,894

営業損失（△）	△2,158	△645
営業外収益		
受取利息	1	1
雑収入	124	361
営業外収益合計	125	362
営業外費用		
雑損失	11	11
営業外費用合計	11	11
経常損失（△）	△2,044	△294
特別損失		
和解金	5,050	—
社名変更費用	-	3,358
固定資産除却損	-	496
本社移転費用	-	5,759
事故損失賠償金 ※1	21,940	1,885
特別損失合計	26,990	11,499
税引前当期純損失（△）	△29,034	△11,793
法人税、住民税及び事業税	180	180
法人税等調整額	—	△4,277
法人税等合計	180	△4,097
当期純損失（△）	△29,214	△7,696

（３）【株主資本等変動計算書】

第18期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	51,348	51,348	△ 7,410	143,938
当期変動額					
当期純損失（△）		△ 29,214	△ 29,214		△ 29,214
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△ 29,214	△ 29,214	-	△ 29,214
当期末残高	100,000	22,133	22,133	△ 7,410	114,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	6,146	6,146	150,084
当期変動額			
当期純損失（△）			△ 29,214
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 797	△ 797	△ 797
当期変動額合計	△ 797	△ 797	△ 30,012
当期末残高	5,348	5,348	120,072

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	-	-	22,133	22,133	△ 7,410	114,723
当期変動額							
当期純損失（△）				△7,696	△7,696		△ 7,696
自己株式の消却		△ 7,410	△ 7,410			7,410	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		7,410	7,410	△7,410	△7,410		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	△15,106	△15,106	7,410	△ 7,696
当期末残高	100,000	-	-	7,027	7,027	-	107,027

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,348	5,348	120,072
当期変動額			
当期純損失（△）			△ 7,696
自己株式の消却			-
利益剰余金から資本剰余金への振替			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,428	2,428	2,428
当期変動額合計	2,428	2,428	△ 5,268
当期末残高	7,776	7,776	114,804

注記事項

（重要な会計方針）

1.資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 8～15年 器具備品 4～15年 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 (4)長期前払費用 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
4.収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬を稼得しており、これには成功報酬が含まれている場合があります。 1.定率報酬 委託者報酬のうち定率報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって年4回もしくは年2回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 2.成功報酬 委託者報酬のうち成功報酬は、対象となる投資信託の過去の日々の基準価額の最高額をハイウォーターマークとし、日々基準価額がこれを上回った場合のみ、その差額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	第18期事業年度 (2023年3月31日)	第19期事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産	-	165

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があるとして判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。なお、この見積りの結果は「税効果会計関係」の注記に記載のとおりであります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（表示方法の変更）

前事業年度において、「一般管理費」の「諸経費」に含めて表示していた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「諸経費」に表示していた15,621千円は、「支払手数料」5,743千円、「諸経費」9,878千円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	第18期事業年度 (2023年3月31日)	第19期事業年度 (2024年3月31日)
建物	391千円	45千円
器具備品	4,091千円	3,560千円
リース資産	-千円	21千円

※2 預り金のうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金

	第18期事業年度 (2023年3月31日)	第19期事業年度 (2024年3月31日)
預り金	1,914千円	9,850千円

（損益計算書関係）

第18期事業年度	第19期事業年度
自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
※1 事故損失賠償金 当社の事務処理誤り等により受託資産に 生じた損失を当社が賠償したものでありま す。	※1 事故損失賠償金 当社の事務処理誤り等により受託資産に 生じた損失を当社が賠償したものでありま す。

（株主資本等変動計算書関係）

第18期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

2.自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	3,420	151,722
合計	430,060	-	3,420	426,640

（注）変動事由の概要

乙種類株式の減少の内訳 自己株式の消却 3,420株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	3,420	-
合計	3,420	-	3,420	-

(注) 変動事由の概要

自己株式の減少の内訳

乙種類株式 自己株式の消却 3,420株

(リース取引関係)

<借主側>

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

Web会議システム（器具備品）であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金および自社設定投資信託に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。投資有価証券は基準価額の変動リスクに晒されております。これら資金運用に係るリスクは、管理部門による継続的なモニタリングにより管理しております。

未払金等の負債は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画の作成などにより当該リスクを管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第18期事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	16,251	16,251	—
資産計	16,251	16,251	—

(*1)現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

第19期事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	19,963	19,963	—
資産計	19,963	19,963	—

(*1)現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(注1)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第18期事業年度（2023年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	70,711	—	—	—
直販顧客分別金信託	30,000	—	—	—
未収委託者報酬	12,394	—	—	—
合計	113,105	—	—	—

第19期事業年度（2024年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	37,916	—	—	—
直販顧客分別金信託	30,000	—	—	—
未収委託者報酬	17,946	—	—	—
合計	85,863	—	—	—

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

第18期事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	16,251	—	16,251
資産計	—	16,251	—	16,251

(注)時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

第19期事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	19,963	—	19,963
資産計	—	19,963	—	19,963

(注)時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

第18期事業年度(2023年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	16,251	8,074	8,177
	小計	16,251	8,074	8,177
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		16,251	8,074	8,177

第19期事業年度(2024年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,963	8,074	11,889
	小計	19,963	8,074	11,889
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		19,963	8,074	11,889

２．売却したその他有価証券

第18期事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

第19期事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第18期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、1,246千円であります。

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、842千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第18期事業年度 (2023年3月31日)	第19期事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	19,362	15,308
未払金否認額	1,746	1,078
賞与引当金	326	326
短期差入保証金	-	699
繰延税金資産小計	21,435	17,411
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(*2)	△19,362	△12,636
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	△2,072	△397
評価性引当額小計(*1)	△21,435	△13,033
繰延税金資産合計	-	4,377
繰延税金負債		
前払費用	-	△100
その他有価証券評価差額金	△2,828	△4,112
繰延税金負債合計	△2,828	△4,212
繰延税金資産の純額	△2,828	165

（※1）評価性引当額が8,401千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金が減少したためであります。

（※2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第18期事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	7,060	2,284	2,501	-	-	7,516	19,362
評価性引当額	△ 7,060	△ 2,284	△ 2,501	-	-	△ 7,516	△ 19,362
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第19期事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	2,284	2,501	-	-	-	10,522	15,308
評価性引当額	-	△ 2,114	-	-	-	△ 10,522	△ 12,636
繰延税金資産	2,284	387	-	-	-	-	2,671

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第18期事業年度	第19期事業年度
(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。	税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

（資産除去債務）

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィス退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、資産除去債務の負債の計上に代えて、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

（単位：千円）

	第18期事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第19期事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
顧客との契約から生じる収益	131,247	143,562
定率報酬	131,247	141,875
成功報酬	—	1,686
その他の収益	—	—
営業収益	131,247	143,562

（セグメント情報等）

1.セグメント情報

第18期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

第18期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	43,830	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	46,562	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第18期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第18期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第18期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第18期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（1）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	Paris Miki (International) SA	スイス国 ジュネーブ	1,500万 スイスフラン	金融サービス	—	投資戦略等のアドバイザー役員の兼任	支払手数料	6,000	未払金	1,500

(注)上記の金額のうち、取引金額および期末残高には消費税等が含まれておりません。

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（1）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	Paris Miki (International) SA	スイス国 ジュネーブ	1,500万 スイスフラン	金融サービス	—	投資戦略等のアドバイザー役員の兼任	支払手数料	6,000	未払金	1,500

(注)上記の金額のうち、取引金額および期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ルネット(非上場)

(1株当たり情報)

	第18期事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第19期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	281円43銭	269円08銭
1株当たり当期純損失(△)	△68円47銭	△18円03銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2)1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎

	第18期事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第19期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純損失(△)	△29,214千円	△7,696千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純損失 (△)	△29,214千円	△7,696千円
普通株式の期中平均株式数	426,640株	426,640株
甲種類株式	274,918株	274,918株
乙種類株式	151,722株	151,722株

(注3)甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱いをしております。

(重要な後発事象)

当社の親会社である株式会社ルネット（以下、「ルネット」という）にて2024年5月13日に開催された取締役会において、当社の株式を含むルネットが営む資産運用事業を、ルネットを吸収分割会社とし、株式会社パリミキホールディングス（以下、「パリミキHD」という）を吸収分割承継会社とする会社分割（吸収分割）の方法によりパリミキHDが2024年7月1日（予定）付で承継することに関し、ルネットとパリミキHDとの間で吸収分割契約を締結することが決議されました。これにより、当社はパリミキHDの完全子会社となる予定です。

独立監査人の監査報告書

2024年6月3日

株式会社パリミキアセットマネジメント
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

立 野 晴 朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社パリミキアセットマネジメントの2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パリミキアセットマネジメントの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の親会社である株式会社ルネットは2024年5月13日開催の取締役会において株式会社パリミキホールディングスとの間で吸収分割契約を締結することを決議した。これにより会社は2024年7月1日付で株式会社パリミキホールディングスの完全子会社となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月20日

株式会社パリティアセットマネジメント
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 立 野 晴 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているコードファンドの2024年2月27日から2024年8月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コードファンドの2024年8月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年2月27日から2024年8月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社パリティアセットマネジメント及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社パリミキアセットマネジメント及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。